山形県農林水産部農村整備課 発注者支援業務試行要領

令和5年2月1日

は	:じ	めに・・・・・・・・・・・・1	
Ι	積氯	算支援業務	
	1.	業務の目的、内容に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	2.	業務の対象工事に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	3.	個別業務の箇所及び業務実施期間に関する事項・・・・・・・・・・・・1	
	4.	積算基準に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	5.	最低制限価格に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	6.	受注者及び受注者と資本面・人事面で関係がある者の工事の受注制限 に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	7.	調査職員に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	8.	業務実施報告に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	9.	ASPの活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	10.	検査等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
Π	I.	事監督支援業務	
	1.	業務の目的・内容に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・2	
	2.	業務の対象工事に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・3	
	3.	業務の対象工事の施工業者への通知に関する事項・・・・・・・・・・・4	
	4.	個別工事の箇所及び工期に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・4	
	5.	積算基準に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
	6.	最低制限価格に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
	7.	受注者等の受注制限に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・4	
	8.	業務委託証明書に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
	9.	業務実施報告に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
	10.	検査等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	

はじめに

発注者支援業務は、近年増加している競争力強化や国土強靭化のための農業農村整備事業予算を円滑に執行するため、ASP(インターネット上に置かれたデータの共有手段)の活用を推進し、働き方改革の促進を図るために試行的に実施するものである。

I 積算支援業務

- 1. 業務の目的、内容に関する事項
 - (1)業務の目的履行

本業務は、農業農村整備事業に関する工事の設計書作成(当初・変更)に必要となる 図面及び数量総括表(数量計算書)、積算資料等の作成について民間委託による支援 を受けることにより、工事発注・施工の円滑化を図ることを目的とする。

(2)業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、本業務は履行期間内において、別途特記仕様書に定められた工事(以下「個別業務」という。)毎に業務実施期間を付して行われるものである。

1) 積算に必要な現地調査

受注者は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で発注者に 提出の上、積算に用いる現場条件について発注者の承諾を得るものとする。な お、現地調査は、個別業務毎に実施することを基本とし、事前にその内容を発注 者と打合せの上、行うものとする。

2) 設計書(当初・変更)の図面及び数量総括表(数量計算書)の作成支援 受注者は、契約図書等に明示された工事に関する設計成果等の貸与資料を基 に、協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工、追加等を行い、設計書(当 初・変更)の図面、数量総括表(数量計算書)を作成するものとする。ただし、貸与 資料の照査及び新たな応力計算、安定計算等の資料作成は、数量総括表(数量計算書)に含まない。

なお、数量総括表(数量計算書)は工事工種体系の工事区分・工種等に従い作成 することを原則とする。

3) 資料作成支援

受注者は、積算のために必要な基礎資料(単価調書を除く。)の作成を行うものとする。

2. 業務の対象工事に関する事項

本試行要領で対象とする工事は、比較的難易度の低い工事及びその他発注者が指定した工事とする。

- 3. 個別業務の箇所及び業務実施期間に関する事項 個別業務の箇所及び業務実施期間については、特記仕様書で定める。
- 4. 積算基準に関する事項 本業務の積算基準については、別途定める。
- 5. 最低制限価格に関する事項

本業務の最低制限価格は、「建設工事及び建設工事関連業務委託における最低制限価格の設定について(R3.8.18 建企第218号)」の土木コンサルタントにより算定する。

6. 受注者及び受注者と資本面・人事面で関係がある**者(以下、「受注者等」という。)の 工事の受注制限に関する事項

当該業務の受注者等は、以下のとおり業務の履行期間中において受注制限を受ける。

1) 本業務の受注者等は、業務の履行期間中、当該業務が関わる工事に参加してはな

らない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人 事面で関係のある者は、業務履行期間中、業務が関わる工事に参加してはならな い。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請 け(建設工事関連業務も含む。)としての参加をいう。

- ※「資本面・人事面で関係がある」とは、次の①又は②に該当するものをいう。
- ① 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ② 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- 2) 中立公平性を確保するために、契約時に受注者に対し別紙1の誓約書の提出を求めるものとする。

7. 調査職員に関する事項

発注者は、別紙2により当該業務の対象工事の監督職員(予定者を含む)を全て、調査職員として受注者に通知するものとする。

8. 業務実施報告に関する事項

受注者は、次に掲げる事項を記入した別紙3の業務実施報告書(積算支援)を作成し、調査職員に月毎にとりまとめて提出するものとする。

- 1)実施業務の概要
- 2)作業時間

9. ASPの活用に関する事項

受注者は、作成した資料等を発注者と共有するためにASP(情報共有システム)を活用するものとする。ただし、発注者が別途契約したASPを活用することを妨げるものではない。発注者が契約したASPを使用する場合は、積算支援業務の「情報共有システムの利用に係る費用」を計上しないこと。

10. 検査等に関する事項

検査は、山形県農林水産部制定共通仕様書(設計業務等)第1119条(検査)によるものとする。なお、本業務は「山形県委託業務等成績評定要領」第4条の業務成績評定の対象としない。

Ⅱ 工事監督支援業務

- 1. 業務の目的、内容に関する事項
 - (1)業務の目的

本業務は、農業農村整備事業に関する工事の監督職員が支援を受けるものであり、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする。

(2)業務の内容

本業務は、工事毎に、以下に掲げる内容を行うものである。

- 1)業務対象工事の契約の履行に必要な資料作成等
 - ① 設計図書等に基づく工事受注者に対する指示・協議に必要な資料作成 受注者は、工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示、協議に必要な 資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。)の作成を行い、提出する ものとする。
 - ② 工事受注者から提出された、承諾・協議事項などの設計図書との照合 受注者は、工事受注者から提出(提出、承諾及び協議事項)された資料と設計図 書との照合を行い、報告するものとする。
 - ③ 現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料作成

受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。)の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。

- a) 設計図書が現場条件と一致しない場合。
- b) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。
- c) 設計図書の表示が明確でない場合。
- d) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示され た施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。
- e) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。
- f) 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。
- ④ その他工事変更等に必要な資料作成など

受注者は、工事の設計変更若しくは発注者等への報告事項に必要な調査及び図書等の資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。)作成を行い、提出するものとする。なお、工事受注者と業務受注者の役割分担については、山形県建設工事成績評定考査基準の別紙-6を参考とすること。

- 2) 請負工事の施工状況の照合等
 - ① 使用材料について設計図書と照合 受注者は、使用材料(支給材料等を含む。)についての設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
 - ② 施工状況について設計図書と照合 受注者は、施工状況(段階確認)についての設計図書との照合を行い、その結 果を報告するものとする。
 - ③ 施工状況の把握、不可視部分や重要構造物の確認 受注者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を 行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事受注者に伝えるとともに、 その結果を報告するものとする。

不可視部分や重要構造物の確認等について、結果を速やかに報告するものとする。

なお、受注者が行う段階確認項目については、調査職員と十分に調整したうえで決定すること。

3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な、調査、資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。)の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。

4) 工事検査等への臨場

受注者は、調査職員の指示に従い、調査職員の下、中間検査、完成検査等に臨場するものとする。

5) その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては調査職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

※積算支援業務と工事監督支援業務を合わせて発注する場合、発注済みの積算支援 業務に工事監督支援業務を随契する場合などには、現地調査、資料作成等の費用計 上の重複に注意すること。

2. 業務の対象工事に関する事項

地方自治法施行令第 167 条の 15 第 4 項により、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、発注者が定める職員によって監督を行うことが困難であり、又は適当でないと認められる工事を対象とする。

3. 業務の対象工事の工事受注者への通知に関する事項

発注者は、工事監督支援業務を委託する場合は、対象工事の特記仕様書に工事監督支援業務委託を行うことを明示するとともに、工事受注者に対し、契約締結後、別紙4により担当技術者の氏名や権限を通知するものとする。

4. 個別工事の箇所及び工期に関する事項

個別工事の箇所及び工期については、特記仕様書で定める。

5. 積算基準に関する事項

本業務の積算基準については、別途定める。

6. 最低制限価格に関する事項

本業務の最低制限価格は、「建設工事及び建設工事関連業務委託における最低制限価格の設定について(R3.8.18 建企第218号)」の土木コンサルタントにより算定する。

7. 受注者等の受注制限に関する事項

当該業務の受注者等は、以下のとおり業務の履行期間中において受注制限を受ける。

- 1) 本業務の受注者等は、業務履行期間中、当該業務に関わる工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中、当該業務に関わる工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け(建設工事関連業務も含む。)としての参加をいう。
- 2) 中立公平性を確保するために、契約時に受注者に対し別紙1の誓約書の提出を求めるものとする。

8. 業務委託証明書に関する事項

受注者は、業務を行う管理技術者及び担当技術者の業務委託証明書発行申請書(別紙5)を発注者に提出し、業務委託証明書(別紙6)の交付を受けなければならない。なお、管理技術者及び担当技術者は、業務委託証明書を携帯し業務にあたり、有効期間を経過した後、又は契約が解除された時等不要となった時は直ちに返却しなければならない。

9. 業務実施報告に関する事項

受注者は、次に掲げる事項を記入した別紙7の業務実施報告書(工事監督支援)を作成し、調査職員に月毎にとりまとめて提出するものとする。

- 1) 実施業務の概要
- 2) 作業時間
- 10. 検査等に関する事項

検査は、山形県農林水産部制定共通仕様書(設計業務等)第1119条(検査)による ものとする。なお、本業務は「山形県委託業務等成績評定要領」第4条の業務成績評定 の対象としない。

附則

1 この要領は、令和5年2月1日から施行する。

誓 約 書

業務名:

○年○月○日に締結した上記業務に関して、中立公平性を確保するための下記事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

$\Gamma 1/1$	C/> 雲女 出げ	・ Z +日. 二、ハナ	フな記せ
- 火	「1、「10	`る場合は、	✓を記す。

- □ 本業務の履行期間中に当該業務が関わる工事を受注又は下請けをしていない。
- □ 本業務の履行期間中に当該業務が関わる工事を受注又は下請けをしている者と 資本面、人事面で関係がない。
- □ 本業務を受注した場合、下記に示す中立公平性を遵守する。
 - ・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は当該業務が関わる工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務業の履行期間中に工期がある当該業務が関わる工事に参加してはならない。なお、「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け(建設工事関連業務も含む。)としての参加をいう。
 - ・ 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ① 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える 株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしてい る場合。
 - ② 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

年 月 日

山形県知事

受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名

印

調査職員指定(変更)通知書				
年 月 日 受注者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 様				
	山形県知事	印		
下記の通り調査職	員を指定(変更) しましたので通知します。			
	記			
委託業務の名称				
調査職員	職			
各調査職員の 権限の内容				

備 考 「各調査職員の権限の内容」の欄には、複数の調査職員を指定した場合に、それらのそれぞれの権限を記載すること。 調査職員が多く全員の記載が困難な場合は、別紙参照として別紙を添付する。

調査職員及び各調査職員の権限の内容

	職氏名	権限の内容
総括調査員		
調査員		

業務実施報告書(積算支援)

区 分	年 月	管理技術者	担当技術者
業務名			
作業工事名			
受 注 者			
工期			
月/日	実施業務の概要		作業時間

年 月 日

印

工事受注者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県知事

工事監督支援業務の委託及び担当技術者の通知について

○○年○○月○○日に請負契約を締結した次の工事について、下記のとおり、工事監督支援業務を委託し、担当技術者を定めたので通知します。

工 事 名 : 工 事 箇 所 :

記

1. 業務受注者 : ○○○○(株)

2. 委託期間: 年月日から

年月日まで

3. 担当技術者 : 氏 名

4. 特記事項

- (1) 本工事は、工事監督支援業務を業務受注者に委託するので、業務受注者の担当技術者が監督職員に代わって現場で立会、確認又は検測等を行う場合には、その業務に関する限りにおいて監督職員と同様に取り扱わなければならない。
 - ただし、担当技術者は、工事受注者に対する指示権はもたないものである。
- (2) 監督職員からの工事受注者に対する指示又は通知等を、担当技術者を通じて行うことがあるので、この場合は監督職員から直接通知又は指示があったものと同様に取り扱うこと。
- (3) 工事受注者が監督職員に対して行う報告又は通知等は、担当技術者を通じて行うことができるものとする。

年 月 日

印

山形県知事

(受注者)

会社名

氏 名

住 所

業務委託証明書発行申請書

次の委託業務の管理技術者及び担当技術者について、業務委託証明書の発行を申請します。

委託業務名:

履行期間: 年月日から年月日まで

管理技術者・担当技術者の氏名・生年月日:

	氏名	生年月日	備考
管理技術者	00 00	和暦〇年〇月〇日	
担当技術者	00 00	和暦〇年〇月〇日	
JJ	00 00	和暦〇年〇月〇日	
JJ	00 00	和暦〇年〇月〇日	
JJ	00 00	和暦〇年〇月〇日	

(表)

業務委託証明書

受注者会社名 〇〇

住 所 〇〇

管理・担当技術者 〇〇 〇〇 上記の者は次の委託業務の管理・担当 技術者であるこを証明する。

(写真) 24*30

1 委託業務名

2 有効期間 自) 和暦 年 月 日

至)和曆 年 月 日

3 発行日 和暦 年 月 日

4 発 行 者 山形県知事 ○○ ○○ 印

(裏)

- 1. 本証は、公印及び日付のないものは無効とする。
- 2. 有効期間を経過した後、又は、契約が解除されたとき等不要となった時は直ちに返還すること。
- 3. 役職・氏名に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
- 4. 本証は,他人に貸与し,又は譲渡してはならない。

業務実施報告書(工事監督支援)

区 分	年 月	管理技術者	担当技術者
業務名			
工事名			
工事箇所			
受 注 者			
工期			
月/日	実施業務の概要		作業時間